

◎他大学の不正経理の事例

国立大学関係

- (1) 実験用の消耗品を納入したように装い、パソコンやデジカメを購入し、約1億3千万円を大学側に支払わせた。一部の購入品は転売の疑いもある。大学は一人を懲戒解雇するとともに刑事告訴し、関わった25人についても懲戒処分を実施。(Y大学)
- (2) 関東を中心とした計約60大学・短大の研究者らが、出入り業者にプール金を依頼し、発覚時の総額は2億円を超えるものとなった。不正に関与した疑いのある次期学長予定者は学長就任を辞退。
- (3) 税務調査により、54教員(現職34、転・退職20)、総額4億9千万円のプール金が発覚。一部のプール金は海外出張に同行した妻の旅費に充てる等の私的流用も。1人を諭旨免職処分、31人を懲戒処分。(O大学)
- (4) 架空取引の請求書や納品書により、総額2千万円以上に上る不正経理を行っていた。私的流用はなかったが、預け金は研究者が業者に持ちかけており、不正経理に関与した1名の研究者は1~2ヶ月の停職処分となった。(O大学)
- (5) 4名の研究者が業者に預け金として約2千8百万円をプールしていた。そのうちの1名は、腕時計や自転車の購入等、私的流用を行ったため、諭旨免職処分となり退職金も辞退した。(N大学)
- (6) 学長を含む研究者3名が補助金の一部を業者にプール、翌年度の研究消耗品や商品券の購入に充当していた。約600万円分の商品券は使途不明。学長は解任された。(S大学)
- (7) 研究を外部に業務委託する際、物品購入費と偽って大学に不正請求、流用(約2千万円)を行ったと自ら大学に申告した。事務手続きについて本人の誤認で私的流用や業者への利益供与はなかった。2ヶ月の停職処分となった。(G大学)
- (8) 共同研究で会社から研究費を得ていたにもかかわらず、大学の研究費約3千5百万円を不正に支出させていた。本人に費用の返還を求めるとともに懲戒解雇となった。(O大学)
- (9) 架空の出張旅費を請求し、研究費約1千百万円を不正取得していた。少なくとも153回のカラ出張を繰り返し、領収書が不要な新幹線など鉄道を利用したとする申請書類を作成。懲戒解雇となった。(K大学)